

この資料は、パブリックコメントで提出された意見書を、個人情報のみ削除して原文のまま転記したものです。

**【意見 1】** (1) 本市にお住まいのかた

(5) 本市に対して納税義務を有しているかた

(7) 箕面市域内の土地の所有者その他利害関係を有するかた

**▲開発事業等緑化負担税導入の理由**

指摘①「自然環境や住環境を生かして利益を得ている開発事業者等に対し」とあるが、(P2 左 9 行目)

利益を得ているとは、言葉の綾とは思いますが、利益を得ているとの現在進行形の表現は、利益を得ていない事業者（赤字経営会社、または赤字経営の事業）は除外されるとの解釈が可能で、これが課税逃れの隠れ蓑になる懸念が生じる。

従って、次のように訂正すべきと思考する。

「住環境を生かして、開発しようとする事業者に」

指摘②「この制度は平成 19 年に終了となりました」とあるが、(P2 左末尾)

P2 のファンド残高経緯図では、既に基金が 7 千万近く取り崩され (H19)、傾向から今日の事態が予測された。従って、この終了の決定の経緯及び判断の反省を明記すべきと考える。

本件が新たな導入理由の原因だけに検証が必要と考える。

**■ 1. 納税義務者について**

指摘③「継続的・反復的に行われる事業としての建設行為に対し」とあるが、(P3 囲み部分 1, 2 行目)

当市での開発行為が全くない新規事業者は該当しないとの誤解を生じる、わざわざ記述する理由が無いばかりか、長年当市の開発に携わった事業者(特に地元業者)を締め出しかねない懸念を生む。

従って、次のように訂正すべきと思考する。

「活かし、事業としての建設行為に対し、」

なお、指摘①の部分では「生かし」、指摘③では「活かし」と同種の表現が異なった文字を使用している。統一すべきと思考する。

**■ 2. 非課税事項について**

指摘④○非課税事項は、以下の建設行為を行うときとする。

「1. 個人が、自己居住用に行う建設行為…」とあるが、(P3 囲み部分 2 行目)

土地造成業者から、土地だけ購入し、その後購入者が自己居住用に建築した場合、非課税なら土地造成業者の課税逃れの抜け道になる可能性がある。

本件は一部例外を除き、開発された土地に課税するもので、建築行為は例外を除き対象外である。この点を整理する必要がある。

指摘⑤○非課税事項は、以下の建設行為を行うときとする。

「3. 農地及び森林維持、保全に資する農林漁業用倉庫の建設行為」とあるが、(P3 囲み部分 4 行目)

当市では漁業に従事し、維持管理する倉庫建設が在りうるのか、疑問である。

従って、次のように訂正すべきと思考する。

「資する農林業用倉庫の建設行為」

#### ■ 6. 税収の使途について

指摘⑥「市の事業のうち」とあるが (P8 4 行目)

本件の目的は、貴重な財産である良好な自然環境をはじめとする都市景観を将来にわたって維持、保全し、向上させるためとされている。従って、徴税者が箕面市だからといって、市の事業に限定するのは如何なものか疑問である。

従って、次のように訂正すべきと思考する。

「市の事業および、本件目的を達成するための、…」

指摘⑦「みのお山麓保全ファンドの事業」とあるが、(P8 5 行目)

本件徴税目的の一つに、山麓保全ファンドの財源枯渇が一つの要因だが、今後の事業展開では、都市環境整備も大きな柱である。従って前記記述ならば、新たな都市環境整備が軽視する危険性も生じる。

従って、次のように訂正すべきと思考する。

「みのお山麓保全ファンドが支援してきた事業など」

指摘⑧「※市の事業への活用、山麓保全ファンドへの出資など」とあるが、(P8 14, 15 行目)

指摘⑦同様理由

従って、次のように訂正すべきと思考する。

「※市の事業への活用など (以下削除)」

#### ■ [参考] 想定される使途の事業例

指摘⑨「(1)市の事業 (2)みのお山麓ファンドの事業」とあるが、(P13~19)

事業を統括する新たな組織を作るのか、不明確である。特にみどりの基金について、どの様に取り扱うのか、また将来にわたって都市環境の整備事業が拡大した場合など、如何なる組織でコントロールするのか、明確でない。さらに、予算配分は、従来、市の事業については、市が決定していたが、今後、統合して運用するならば、使途の配分をどうするのか、具体策が全く不明であり、仮に市の事業部分が大幅に縮小した場合、関連助成先、配分先への説明は誰が行うのか明確でない。

加えて、P8 で透明性確保の方法が記述されているが、仮に基金を創設しても、使途等のチェックは誰が行うのか、明確でない。

従って、本項については、抜本的な検討を行い、内容を明確にするまで、本件の検討を継続すべきで、P12 の検討の今後のスケジュールが大幅に遅延してもやむを得ないとする。

**【意見2】(1)本市にお住まいのかた**

1) この緑化負担税の導入については賛成です。箕面のみどりを維持・保存・創出するためには、開発業者にある程度の税負担を求めることは、箕面市の姿勢として必要と考えます。

専用の基金を創設、目的税として、他用途には使用しないということはまことに結構です。一般財政に組み込まれると、本来の目的に使用されない事態を招くのは必至です。

2) この緑化負担税の「想定される使途の事業例」が参考として添付されていますが、これらは、既に実施されている事業が羅列されているに過ぎません。全国でもあまり例のないこうした緑化負担税の導入に際して、従来の発想や施策の継続だけではなく、それらの再点検と箕面のみどりのさらなる創出のための新たな施策の導入が必要です。これは、この緑化負担税の導入が決定されてからのテーマになるかとは思いますが、今から検討を開始し、導入決定発表時には、その姿が市民や開発業者に見えるようにして欲しいものです。

3) 「まちなかのみどり」の充実のための具体的提案です。

「緑視率」という概念を導入し、従来の施策に加え、これを指標として「まちなかのみどり」の充実を図る。

ご高承のように、近年「緑視率」を緑化推進の指標・手段として採用する自治体が増えていますが、残念ながら箕面市では未だ検討が行われていません。みどりの基本計画などで、まちの「緑視率」のアップを目標として掲げている自治体は、東京都に多く全国的に先進地域です。

大阪府(担当部署 環境農林水産部)では、平成24年「まちの緑視率(試行)」公表、25年「緑視率調査ガイドライン」を公表、また、24年4月より府内の「みどりの風促進区域」内での建築物に対して、緑化や景観に関して一定の要件を満たすと建ぺい率や容積率を緩和するという施策をとっています。みどりに関しては、「緑化率」と「緑視率」の数値を使っています。箕面市域には、このみどりの風促進地域である「国道176号」が通っていませんが、隣の池田市では、既に市域の緑視率の調査、緑視率を使った施策を実施しています。この緑化負担税導入に際し、箕面市においても、従来の緑化率型施策(注)に、緑視率の要件を加えて、それらを満たすと建ぺい率、容積率の緩和及び緑化負担税の減免措置などを考慮する必要があると考えます。

注) 建築敷地面積に占める緑化面積確保のみでは、建物の後方などのデッドスペースを緑地化して、規制をクリアするケースが多く、歩行者から見える場所のみどりを増加させることに限界があると聞き及んでいます。

**【意見3】(6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体**

私たち「  
」では、箕面市の助成を受け平成25・26年度にわたって、箕面市のため池について景観をはじめとする視点から、調査と研究を行っています。

その経験を踏まえて、貴重な景観・みどり資源であるため池の保全・活用を進める上の財源として、今回の「開発事業等緑化負担税(案)」が活用できる可能性があると考え、この税金案に賛成し以下のように提言します。

(提言の趣旨)

今回のパブリックコメント「説明資料」の「想定される用途の事業例」の中に「ため池親水施設管理事業」が挙げられていますが、今回の税を契機にさらに拡充することが望ましく、それをあらかじめより明確にすることより今回の税の意義がより裏付けられると考えます。

(ため池の公益性と今回の税の用途の対象とすることの必要性・妥当性)

箕面市には市街地を中心に主なため池が約60が存在します(個人ため池など小さなものは除く)。

これらのため池は、箕面のみどりあふれる都市景観や都市環境の中で、“親水の場”“オープンスペース”“水生生物の生息の場”などとして、私たちに潤い・開放感・自然学習の機会などを与えてくれます。さらに満水でない場合には、今回のゲリラ豪雨などに際して雨水貯留機能を発揮し、また災害時などの予備防災・生活用水となるなど、都市の防災機能を補完しています。

その存在は産業(農業)用機能をはるかに超え、今や“公益的な役割”を果たしていると評価されます。

さらに、ため池は都市の開発とも深いかわりをもっています。

まず、高度成長期頃には都市開発用地として多くのため池が埋め立てられ姿を消しました。その反省から、今では「ため池は保全」が原則となりました。しかし、主に農地を開発する形で進む市街地発達の中で農業用水を必要とする水田が減りため池の必要性が低下し、農家の人々はその維持管理に苦勞をしています。一部では、農業用水源として不要となったため池について宅地化を希望するなどの話しも再び出ています。さらに、ため池の多くは安全面からフェンスで囲まれるなど、住民を遠ざけています、その結果、人々のため池への関心は薄れ、その存在は忘れられがちで、その意味からもため池は危機にあるともいえます。

以上が、貴重な箕面のため池の保全・活用への何らかのテコ入れが必要となっている理由です。

(提 案)

ため池が持つ“公益的な役割”と、まちなかのため池が置かれた厳しい現実を考慮し、箕面市総合計画が謳う「箕面らしさを生かすまち」や都市景観基本計画の基本方針記述の「自然・緑を生かした景観づくり」の実現のためには、本税の用途をため池親水施設管理事業に限定

することなく、ため池管理・点検に含まれる事業にも広げ、活用するための枠組みをつくっていくこと。

① 農業者（農業水利組合）への助成

ため池の公益性から、その維持管理を支える。

例)「ため池の管理・点検リスト」\*に記載された活動等、柵や標識の高規格化、ため池の名前やいわれの説明看板の掲出。 (\*：大阪府農政室整備課)

② 市民活動への助成

ため池の保全・活用にかかわる市民のボランティア活動を促進する。

例)ため池についての啓発や親しみのアップ、草刈り・清掃ボランティア、親水・自然学習・自然体験イベントの開催。

③ 組織的ネットワークへの助成

ため池に関する関係者の組織的な連携の輪を広げる。

例)農業者（農業水利組合）・行政・市民の交流会の運営、農業水利組合間の連絡・協議組織の運営。ため池の保全・活用の中間支援機能（調整・仲介・推進など）の形成。

以上

**【意見4】(2) 本市に事務所または事業所がある事業者**

- ・ 緑化負担金導入の理由として、「本市の良好な自然環境や住環境を生かして利益を得ている開発事業者に対し」とあるが、我々事業者はそれなりの土地代金を支払い購入している。
- ・ 建設事業者、宅建業者に課そうとする税であるのに、諮問委員会に宅建事業者は入っているのか？ 開発行為をし、販売をするには宅建業免許が必要であり、宅建業者も対象であるにも関わらず、その業者が意見を述べる場もなく検討委員会が進められ、税の負担を課すのはいかがなものか。
- ・ 永年にわたり、大阪府下にあった開発負担金の撤廃活動をし、大阪府下全域において撤廃された経緯があることを考えるといちごっこではないか。
- ・ 現状として宅建業者にこの税負担の体力はないと言える。消費税増税などで一般ユーザーに転嫁出来ない分は業者が被っているのが実状である。それに加え、開発業者にこのような税を課すのは本末転倒である。
- ・ 業者にとっては死活問題であり、導入には反対である。

## 【意見5】(1)本市にお住まいのかた

### 1. 街の緑化推進は行政の使命

行政の市民に対する公約である第五次総計では

- ・ みどりあふれる住宅都市として箕面の魅力を高める。
- ・ みどりに包まれた商業・生活圏を持つ希少価値のある都市とする。
- ・ 水とみどり豊かなまちをつくり、みどり豊かな都市景観を形成する。

などと明記されており、しかもその実現には市民等の参画を得て協働でまちづくりに取り組むとされています。

しかし、計画期間を4年以上経過した現時点でもその成果はほとんど見られず、この基本構想の実現のための施策が急務と思われる。

### 2. 「開発事業等緑化負担税」の導入は街の緑化推進のために有効な財源確保手段の一つ

提案されている法定外目的税が法的に全く問題がないならば導入に賛成します。

但し、街の緑化推進の恩恵は新規に建設される住宅の住民のみならず既存住宅の住民にももたらされますので、既存住宅の所有者に対しても同趣旨の課税を検討して、一層の緑化推進を図るのも一案かと思われます。

### 3. 税収の使途は原則として新たな緑化推進事業または活動に限定すべきである

参考資料として想定される使途の事業例が列記されていますが、公園の維持補修事業や街路樹維持管理事業など従来一般会計の中で対応してきた事業については必要であれば一般会計の中で増額して対応すべきであって、新たな財源を得て緑化を推進するという趣旨からすれば、その財源は新たな緑化推進事業やそれに関わる市民の活動に限定されるべきです。既存の事業や活動に費やされたのでは緑化推進は従来のペースでしか実現できず、第五次総計に謳われた上記3つの課題を多くの市民が満足するレベルで達成させることは困難と思われるので、この税収の使途を財政面の制約からこれまで実現できていない緑化事業や、この税収がなければ中止せざるを得ない継続すべき緑化事業、新たに提案される有効な緑化事業に限定し、しかも、緑化推進に対する市民意識を向上させるためにも市民と協働で推進する事業に優先して使用されるよう配慮する必要があります。

以上

**【意見6】(1)本市にお住まいのかた**

森林の整備、保全が重要課題となって久しいです。

この夏も、人間活動のもたらす気候変動（地球環境）が、列島各地に集中的土砂災害の爪痕を残しています。このままでは被害の常態化する不安が募っています。

かつて、農業、林業者は「国の農林行政は、猫の目のように変わって、我々は将来に希望が見いだせない」と聞いてきました。

本来、山は雑木林を持ってする、という学習から農林省主導の杉・桧植林事業（保水性低い）に災いの一端を見出します。

“災害列島ニッポン、命を守るために”（日曜討論）に出席した蔵沼光一郎氏（森林の保水力研究会、「緑のダム」機能強化で、より効果的防災をめざす）は、「土砂は森林から流れ込む、森林管理で防災効果を」「市町村のリーダーシップを」「一人ひとりが防災能力を」などの提言をされていました。

森林の再生は50～100年の計を要する、といわれています。世代を超える重要な事業です。

私は、「開発事業等緑化負担税（案）の概要から、使途対象は森林整備を核にして、更に納税義務者は納税可能な市民に拡大することが必要だと考えます。

そして、かつての営林署的なシステムをより高めて、常設し、その専門的従事者が林道や植栽の整備、運用に当たることと考えます。

究極、恵庭市のように雇用創出効果も産み出しながらエネルギー自給（バイオマス発電）に到るような、箕面市独自の環境緑化を思います。

当然、運営は自治体関係者、森林管理従事者、市ボランティア、開発事業者、非課税対象者を網羅する活動を通してみどりの環境保全を実現してほしいです。

一人ひとりの市民に森林保全の防災効果が認識され、協働の輪が日常生活に浸透する市の施策に期待します。

【意見7】(1) 本市にお住まいのかた

- (2) 本市に事務所または事業所がある事業者
- (3) 本市にある事務所または事業所に勤務しているかた
- (5) 本市に対して納税義務を有しているかた
- (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体

実施目的としてご記載の通り、

他市町村に類のない自然環境を有していることは、私たち市民の誇りであり、これら大切な自然環境を維持して行くことは、私たち世代(市民)に託された課題とも言えます。

しかしながら、市街化調整区域は何もせずしても自然環境が保たれているはずであり、そもそも、市街化地区(特に箕面東地区)においては、山林や田畑が「民間の力」によって「整然とした住宅地に生まれ変わった」ものです。

それらを含めた新旧一帯が「箕面市住宅地のシンボル」であり、他市町村から見た魅力でもあります。

しかしこれらにつき、市が大きな資金や労力を施し、街並みを整備したんだと言えるものでしょうか・・・

大きな声で言えるのは、一部の区画整理地区のみではないだろうか。

従来より、市は財政が困窮しているにも係らず、何かしらにつけて「美しい街並み」などとテーマを掲げますが、この様な「カッコ付け」は、私たち箕面市の古い悪い体質です。これが会社法人であれば、トップ関係者は当然に総入れ替えでしょう。

然るに、市街地では、より一層の住宅化を進めて(規律ある内容で)行くべきであり、その先に、市民が増え、人の出入りが増え、会社が増え、税収に繋がるものと考えます。

また、これから数年後、市街地中心部や「古くなった大手開発地ニュータウン」の街並み整備などに、市は、目を背けられない現実が待っているはずです。

そして、これらの市街地において、少なからずともプラスに供与しているのが「中小事業者」の小規模開発行為です。

不良農地(次世代へ継承されず利用の途がない農地)や、事業所の跡地等を開発整備して、測量登記整備、セットバックによる「道路寄付」や「道路整備」並びに、上下水道整備など、市は、その事業から多様な受益を得ているのが現実です。

今後も、中小事業者の責任ある開発行為については、街づくり「整備」の一環として規律ある応援(負担税を課せず)をして行くべきでしょう。

ご察しのとおり、

今後における大規模開発は箕面東地区が対象であり、特に粟生・彩都の山手地区は、

大手企業の独占地となっています。

それであるがゆえ、今回の負担税導入については、その課税対象者を「大規模事業者のみ」と定め、多くの負担額を徴収するものとし、大規模事業者としての自覚を持って頂くべきです。

先に述べました税収の件を含めての意見となりますが、特に市街地における「空き家対策」を鑑み、強制指導等の条例を早急に定め、空家と判定すれば即時「固定資産税等の変更」をする等、税徴収の見直しを行い、先に述べた不良農地についても同様に、税徴収の見直し対象とするべきです。

また、市の助成金として現在交付中の「まちなかのみどり支援事業」たるものこそ至急に中止するべきであり、個人の余裕ある方々にのみ「みどり考えませんか？」などは、差別化も甚だしい限りです。

市は、身の丈に応じた財政資金の使い方を考えるべきであり、市街地の整備を少しずつでも進めれば「みどりある街並み」へも繋がるはずで

※よって、開発事業等緑地化負担税(案)については、以下を上程致します。

- ①その規模を一団地として認めた1000㎡以上とし、
- ②その対象者は、10000万円超の資本を持つ法人、又はそのグループであること
- ③負担税は、1区画あたり10～20万円程度とする。

**【意見 8】(1) 本市にお住まいのかた**

税収の使途について、開発が行われる場合は、市の指導に基づいて、良い街区になるよう費用を掛けているのに、何故また高い費用を取るのか。もし今から税を取るのであれば、今まではなんだったのか。使途が、都市環境の維持に要する費用を開発業者からだけ取るのもおかしい。箕面市から指示を受けたとおり、費用を掛けて開発し

綺麗な街並みができあがってるのに、工事費用が抑えられ、万一仕様等が落ちれば、いろんな不具合が生じると、結局市民に影響が生じるかも。良い街あり続けて欲しいから開発業者に負担させるのは反対です。

## 【意見9】(6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 意見・提言など

今回の開発事業等緑化負担税(案)は、みどりなどに対する新たな展開とその財源確保への積極的な対応として基本的に賛成し、市の「説明資料」を補強するための意見・提案を述べます。

### 1. ニックネームの設定

今回の税の正式名称はやや固い印象なので市民などの理解と支持を得やすくするため、「開発みどり税」など適切なニックネームを設けることを提案します。

### 2. 税導入の今日的な理由の明確化

税の導入理由について、「説明資料」ではかつての「開発者負担金(公共施設等整備寄付金)」にかわり新たな市税(法定外目的税)を導入することが主に述べられていますが、これだけでは単なる財源確保の課税とみられ、説得力が十分でないと思われまます。今日的な意義・導入理由を打つ出すことが望まれます。

例えば、新たに次のこと加えることが考えられます。

#### (1) 地球温暖化防止 及び 防災強化への財源

ゲリラ豪雨の多発など地球温暖化とそれに起因するとみられる災害への対応が急務となっています。山地を抱え近接する箕面市として、この観点から、より一層、山林や市街地の樹林を管理・保全し関連対策を含め“みどりの防災”にも寄与する財源とします。

#### (2) みどりへの民間活力を引き出す財源

市民や商店などの一般事業者といった民間のみどりへの取組を応援し、公園や道路の緑化などの自主管理活動などを重点的に促進する財源とします。これは民間のやる気を引き出すことで、従来の経費の節約にもつながり、財政の効率化にも役立つと期待されます。

#### (3) みどりを通じたコミュニティを豊かにする財源

市民の自治会加入率が50%と府内でも低い箕面市(下から3番目)として、山のみどりや街の花とみどりを守り創造する取組を促進し、市民・住民の“みどりのコミュニティ”を豊かにしていく財源とします。

#### (4) みどりなど都市の魅力と活力をアップさせる財源

新たな財源を生かして、みどりなどの都市環境の魅力がアップすれば、若い世代をはじめとする人々の箕面市への移住を促進し、都市活力が高まると期待されます。

### 3. 課税客体とその根拠の明確化

### 3-1 営利事業対象との明記

課税客体（課税対象）としては「事業として行う建設行為」とされています。その際、事情に応じて「市の政策判断として減免する」ことが「説明資料」に付記されていますが、NPO法人などが“公益的事業”として建設行為を行うこともあり得ますので、税の趣旨をより明確にするため事業一般に課税するのはなく、「“営利事業（収益事業）”として行う建設行為」などと明記するのが妥当でしょう。

### 3-2 建設行為を対象とする根拠の明確化

観光事業者なども良好な自然環境の恩恵を受けていますので、その中でも開発や建築といった建設行為を行う開発事業者だけを課税対象とすることの明確な説明が望まれます。

例えば、建設行為は自然環境（農地などの半自然環境を含む）などを直接的・間接的に（建築もかつて開発された既存宅地で行われる）減少させたことから、その代償（ミティゲーション）などとして課税し自然の修復・再生への協力を求めることを税の目的に含めることが考えられます。

## 4. 税収の新たな使いみちの提案

「説明資料」では税の使いみちについて「・・・都市環境を維持・保全及び向上に要するもの」と包括的に示されており、さらに【参考】として多くの既存事業例が付記されています。

これ自体はいいと思われませんが、使いみちについて先に述べた税の今日的意義をも考慮して、新たなニーズに対応した新機軸を含めて示すのがいいのではないかと考え、従来の樹木・樹林を中心とした使いみちに加え、次のような新たな使いみちを提案します。

#### (1) “農と触れ合えるまちづくり”の展開

市街化区域内の生産緑地を含む「農地保全」は景観・環境面で従来からの課題として大切ですが、これに加え、今、求められているのは市民に汗を流す中で生きがい・喜び・健康などをもたらす“農との触れ合い”でしょう。

アメニティあふれる「農空間」と触れ合えるように配慮した農地・ため池・水路の保全・整備、地元産農産物を生かした「地産・地消」の奨励、「市民農園」の供給と景観的に“美しい農園”への転換（現在の市民農園の多くは、景観的に見苦しいとの指摘があります）、さらには「観光農園」や“農”関連イベントの振興などが挙げられるでしょう。これらは「説明資料」にも触れられていますが、もっと正面から公益的なものとして打ち出してもいいと思われま

#### (2) 生きもの多様性の向上

山の樹林と市街地内の樹林・田園などの“里山・里地の環境”を持つ箕面市は生きもの（生物）多様性を大きく向上できる可能性を持ちます。例えば、大都市圏内では、ホテルが山間の溪流だけでなく、市街地の河川などに生息している数少ない都市です。

したがって、開発による生きもの多様性の低下を復元し、さらに向上に力を入れていく

のがいいと思われます。

### (3) 景観や歴史文化の保全・活用

先に建設行為による開発影響の代償に触れましたが、開発影響は伝統的な優れた風景・景観の後退や有形・無形の文化財の喪失にも及んでいます。

したがって、それらの保全・再生なども、新財源の対象にするのがいいと思われます。

### (4) 民間活動活性化のための“みどりの中間支援組織”の強化

「説明資料」には山麓保全など山のみどりの中間支援組織（コーディネート組織）について触れられていますが、まちなかのみどりに関する中間支援組織についても市の「みどりの基本計画（改訂版）」にも掲げられており、力を入れていくことが望ましいと考えます。

## 5. みどりの財源間の役割分担の検討

「説明資料」では、今回の税については全額を新たな「基金」に積み立てるとされています。とすると、現行の「みどり支援基金（7億9千万円）」と「一般財源」とを加え、3つの財源になり、各々の役割分担の明確化が望まれます。

今回の新税の検討プロセスで、「みどり支援基金」は将来的には大きな公園の整備費など“臨時的な財源”に転換し、新「基金」は経常的な経費に充てることが示唆されていますので、残る「一般財源」の役割が課題となります。

例えば、「一般財源」は法令や都市計画などに基づく行政としての基礎的・義務的なみどりの維持費用などの財源とし、それを超える部分や市民など民間活動の活発化などに関するみどりについて新「基金」を主にあてることなどが考えられます。つまり、“新しい酒や革袋”を古いものとごっちゃにせず、キチンと区別していくことが大切でしょう。それにより、今回の新税の意義が鮮明になるでしょう。もちろん、その際、「一般財源」と新「基金」との役割が一部で重複するかもしれませんが、そこは柔軟に対応すればいいと思われます。

## 6. 一般的なみどり税の検討

最後に、都市環境の恩恵は広く及ぶので、多くの県で既に実施されている市民（府民）や一般事業者に対しての適度な額での「みどり税」への協力を求めることを、大阪府に働きかけ、あるいは箕面市として検討していくことを提案します。

(以 上)

**【意見10】(2)本市に事務所または事業所がある事業者**

1. このパブリックコメントの開催に伴い、負担する事業者、たとえば宅建・全日等の不動産業者が委員会に参加していない。負担を強いるのであれば、意見を聞くには一般的ではないか。
2. 箕面市の緑を守ると点では、住宅、店舗、倉庫を建築するすべての人々から徴収するのが公平ではないか。
3. 万一、徴収するにあたっては、㎡単価 250 円をもっと下げるべきではないか。負担が大きすぎる。
4. 市外業者、市内業者の区別はないのか！以前の寄付金の際は、その制度があった。

以上

**【意見 1 1】(1) 本市にお住まいのかた**

**(5) 本市に対して納税義務を有しているかた**

最近の異常気象による集中豪雨のため、土砂災害が日本列島のあちこちで起こっております。

今年は箕面市でもありました。

私たちが37年前に山を開発して宅地にされたところに引っ越してきました。

その頃はまだ地球温暖化もここまでひどくなく、ちゃんと四季を感じ取れることができましたので、何の罪悪感もなかったのです。

でも、今の状態は私達みんなが、環境問題など配慮することなく便利さと利益の追求のみを重要視してきた結果だと反省しています。

これでは、ますますこの地球上では行きにくい、いや生きていけなくなるかもしれません。

今ここで私たちが山林保護に力を入れていかないと、…開発は止めて…地球が悲鳴をあげてるのです。

本市の良好な自然環境や住環境を生かして利益をあげてる開発事業者に対し、みどりの保全に必要な費用を新たな市税として負担していただくか、これ以上絶対に山を切りくずしたりしないで、新しい箱物を作ることに税金を使わずに、少しずつでも、山を落葉高木に植え替えることに力を入れていくことが先決だと思います。

【意見 1 2】(1) 本市にお住まいのかた

●課税客体について

この負担税の導入理由のところに、「本市の良好な自然環境や住環境を生かして利益を得ている開発業者等に対し、負担してもらう仕組み」とあるが、本市の良好な自然環境や住環境を生かして利益を得ている業種は、開発業者等だけでなく、不動産業・観光業など、多岐にわたる。その意味で、課税客体を開発業者等の「事業として行なう建設行為」に限定するのは、理由として納得していただけるか、疑問である。

●課税の仕方について

また、今回、「開発事業等緑化負担税の導入」というように、最初から、かなり限定された課税案を検討会に出しておられる。昔の開発負担金に代わるものということで、提案されたのかもしれないが、できれば、「箕面市にふさわしい緑化負担税のあり方は」というように、白紙の状態から、検討委員さんに提案を出し合ってもらって、意見をまとめてほしかった。

特に、横浜市などで行われているような「市民から広く薄く収めて頂くような課税方法」の方が、市民みんなで保全するという意味で、箕面市には、適していたのではないかと思う。

●税収の使途について

土砂災害や風水害が増える中、手入れせず放置されている人工林などの計画的な整備が必要である。特に、山麓地域は、大阪府により「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」に設定されており、市の「林業指針」にも「長伐期施業または、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行なうことを基本とし、十分な根系の発達を確保すること」とある。森林組合と連携しながら、50年後、100年後を見据えて、林道整備や森林の間伐・切り出しを計画的に行なっていくことを中心に、使途を考えて頂きたい。

●「みどり支援基金」との使い分けを明確にしておいてほしい。